

令和8年度

緑丘保育所のしおり

重要事項説明書



上尾市立緑丘保育所

電話 048-773-9865

〒362-0015 上尾市緑丘2-3-19

も く じ

施設の概要	1
上尾市立保育所の保育理念・基本方針・保育目標	2
緑丘保育所の目標・特色	3
心と体を育てるため、保育所で大事にしていること	4
保育所での生活	7
保育時間 ICT システム(コドモン)について	8
延長保育について	10
幼児教育、保育の無償化及び給食費の実費徴収について	12
休所日 慣れ保育 持ち物	13
健康管理について	14
子どもがかかりやすい感染症	15
保育所とくすり	17
予防接種 送迎について	18
駐車場のルール	19
給食 現金の取り扱い	20
安全管理について	21
平面図及び避難経路	22
風水害の災害時における臨時休園の基準について	23
絵本の貸し出し 届け出について	25
変更事項届出一覧表	26
小学校との連携 職員研修 個人情報について	27
保育所自己評価 意見要望について	28
災害共済給付制度について	29
子育て支援制度	30
おさんぽマップ	33
令和8年度行事予定	34

施 設 の 概 要

《所在地》 上尾市緑丘2丁目3番地19号 電話番号 048-773-9865
FAX 048-773-0311

《開所年月日》 昭和51年4月1日

《構造》 鉄筋コンクリート造り 2階建て

《規模》 敷地面積 1,449.64 m² 建築面積 672.42 m²

《入所対象児》 生後6ヶ月から就学前まで 定員80名

《沿革》

緑丘保育所は昭和51年4月に定員80名で開設されました。北上尾駅から徒歩10分の場所にあり、周囲は住宅街となっています。中山道と国道17号線に挟まれています、比較的静かな環境にあります。

《クラス編成と職員》(令和8年4月1日現在)

クラス	年齢	児童数	担任	職員	
すみれ組	0	3	1	所長	1名
				主任保育士	1名
たんぽぽ組	1	10	2	保育士	9名
				代替保育士	2名
うめ組	2	12	3	短時間保育士	5名
きく組	3	15	2	給食調理員	2名
				非常勤給食調理員	2名
もも組	4	15	1	延長時間パート	9名
				事務員	1名
さくら組	5	15	1	用務員(シルバー人材派遣)	4名
合計		70	10		

*職員数は職種により交代勤務のため、在籍人数になっています。

《上尾市立保育所の保育理念》

- ・すべての児童が、心身ともに健やかに育成されるよう努める
- ・すべての児童の生活をひとしく保障し愛護する
- ・保護者とともに、すべての児童を健やかに育成する

《保育の基本方針》

1. 乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であり、人として生きる力を養う。
2. 子どもが健康、安全で、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図る。
3. 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持ったこどもを育成する。
4. 保護者と密接な連携をとり、保育の内容などが保護者の理解と協力を得られるよう努め、子どもの最善の利益を考慮し子どもの福祉を重視した保護者支援を行う。
5. 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

《上尾市立保育所の保育目標》

1. **心身共に健康な子**
 - ・養護される中で、基本的な生活習慣を身に付けた健やかな子
 - ・友だちと一緒に様々な運動や遊びをする子
2. **自分を大切に、友達も大切にできる子**
 - ・子ども同士のかかわりを深め、命を大切にし思いやりやいたわりの気持のある子
 - ・自分とは異なる文化を持った様々な人に関心を持ち、仲良くできる子
3. **安定した環境の中で考え、働きかけていける子**
 - ・安心できる環境の中で考え、自分で物事を考えられる子
 - ・いろいろな遊びを通し、安全や危険を学んでいける子
4. **何事にも関心を持ち、意欲的に遊べる子**
 - ・自然や身近なものに関心を持ち、それを遊びに取り入れ、作ったり工夫したりできる子
 - ・友だちと協力して、見通しを持った遊びや生活ができる子
5. **自己表現のできる子**
 - ・自分の意見をはっきり言い、相手の意見も受け入れられる子
 - ・様々な体験を通して、感性と創造力の豊かな子



《緑丘保育所の保育目標》

一人ひとりが安心して主体的に遊べる子

自分の思いを伝えながら受止めてもらい、人の話が聞ける子

様々な体験を通してイメージを膨らませながら、心豊かに育つ子

《緑丘保育所の特色》

園庭やホールなどを活用しながら、異年齢が触れ合うことを大事にしています。散歩ではJR高崎線の電車を見に行ったり、春日・錦町・上平中央方面の公園に行ったりしています。また、大きい子どもたちは足を延ばして上平公園まで行き、体を使って遊んだり、木の実を拾うなど自然に触れあったりして、楽しく遊んでいます。



心と体を育てるため、保育所で大事にしていること

基本的な生活習慣

「早寝・早起き・朝ごはん」と毎日規則正しく生活することが、成長の土台となります。朝食は一日の始まりの大事なエネルギー源です。必ず食べて登所しましょう。そして、健康で快適な生活を送るために、食事・睡眠・排泄・着脱・清潔など、基本的な生活習慣を身につけることが大切です。年齢に合わせて自分のことが自分でできるよう、また大切さも意識できるよう、毎日の積み重ねを大事にしています。

【子どもと食事】

大人になった時しっかりした体ができるのも、脳が作られていくのも、乳幼児期が基礎になっています。「好き嫌い」は味覚が育つ上であるものですが、バランス良い食事を続けていくことで変化していきます。まずはバランス良い食事を心がけましょう。また、家族そろっての食事は一段とおいしく、栄養の吸収率も上がります。家族そろっての食事を大切にしましょう。保育所では、給食やおやつを友だちと一緒に楽しく食べることを大切にしています。旬の食材を大事にした給食で、季節を感じたり年齢によって献立や食材の名前やマナーなども意識したりしています。

【睡眠】

子どもは寝ている間に成長すると言われてるように、十分な睡眠が必要です。午後9時過ぎ頃から、いろいろな成長に必要なホルモンが分泌され、明け方には出なくなると言われています。9時までに眠り、6時～6時半ごろ起きるのが理想です。また、日中とった食事が眠っている間に体や脳を作っていきます。早く起きて朝食をとる生活は、自然なうちに排便の習慣もついてきます。

健康的な体づくり

【はだし】

年齢や一人ひとりの健康状態に配慮しながら、できるだけ裸足で過ごしています。裸足で床や土を踏むことで、足裏全体や5本の指をしっかりと使い、足腰が強くなります。また、足の親指は脳との関わりが深く、運動能力の基礎となる蹴る力がつくことによって、脳に刺激を与えたり、バランス感覚や瞬発力などが培われたりします。裸足での生活で「土踏まず」がしっかり作られ、歩く・走る・登る・跳ぶなどが上手になります。

【 薄 着 】

厚着をすると体温調節の働きが鈍くなり、風邪をひきやすくなります。薄着で過ごすことにより、皮膚や粘膜が丈夫になり、風邪をひきにくい体になっていきます。年齢や体調に配慮しながら、ゆっくりと慣れていきましょう。子どもは大人より体温が高いため、1枚少なく着せるのが目安です。

【 リズム 】

0～6 才までの子どもたちの発達の順序性を基本にしてリズム運動を行っています。ピアノに合わせて、手・足・腕・背中・腰などの全身の筋肉を動かすことによって、表現豊かなバランスのとれた、しなやかな身体づくりをめざしています。

【 水・砂・泥遊び 】

子どもは、水・砂・泥遊びが大好きです。自分で手を加えることで自由に変化し、いろいろな感触を体験できる子どもにとって魅力ある遊びです。水・砂・泥の素材を使って、ままごと遊びや山・川作りなどいろいろな遊びを夢中になって楽しむことができます。友だちや異年齢で遊ぶ中で、考える力や集中する力や協力する社会性などが育ち、水や砂を運ぶことで足腰も強くなります。固さや力加減によって形が変わる素材なので、手先の器用さにもつながります。心身ともに開放される遊びのひとつです。



【 自然とのふれあい 】

散歩や外遊びで、外気に触れ季節を感じるようにしています。特に散歩では、園庭では出会えない小さな生き物・草花や木の実などを発見したり、触れたり、楽しんだり、感動したりと自然とのふれあいを大事にしています。ふれあいを通して自然の素晴らしさを感じ、大きくなって自然を大切にできる人になっていくことでしょう。

仲間づくり

友だちと遊んだり、一緒に生活する中で、自分を表現したり伝えたりすることを学んでいきます。「〇〇ちゃんと遊びたい」、「友だちと一緒にいたい」、「大きい子と遊びたい」、「小さい子のお世話をしたい」という気持ちは、友だちに興味や関心がでてきて生まれるものです。時には、けんか・ぶつかり合いになってしまうこともありますが、そんな中から、人に対する思いやりの心や、やさしさなど、人間関係の基礎となる力を育てていきます。



情緒豊かに

【絵本・紙芝居】

「絵本をよんで!」という子どもたちの言葉を耳にします。子どもたちは絵本や紙芝居が大好きです。絵本や紙芝居は子どもたちの想像力を養い、豊かに育てるために大切な役割をしています。繰り返しの言葉や大人のやさしい語りかけが、言葉を自然と覚え、感性を育てる大きな手助けをしています。大きくなると絵本の主人公になったり、ごっこ遊びを楽しんだりする様子も見られます。このことから保育所では、絵本や紙芝居のひとつを大切にしています。

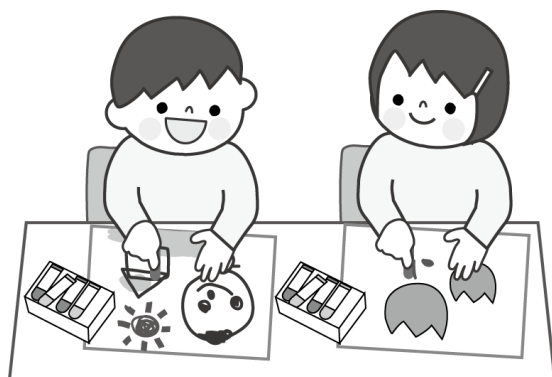
子どもにとって、大好きなお父さんお母さんにも読んでもらう楽しさは、格別です。各クラスの絵本の貸出しのほか、毎週水曜日には園文庫・あっぱいぶっくるの絵本の貸出しもしています。ぜひ、ご利用ください。

【歌と手遊び】

歌は子どもたちをひきつけ、子どもの感性を豊かにする力を持っています。子どもの心を開き豊かにしていけるよう、毎日の生活の中で、四季を感じられる歌を取り入れ、子どもたちは大好きな歌を歌ったり、手遊びを楽しんだりしています。

【描く】

楽しく遊んだり経験したりしたことを、子どもたちは絵にしていきます。「幼児の絵は見るものではなく、聞くものである」と言われるように、その絵には楽しい話（経験）がたくさん詰まっています。保育所では子どもたちがいつでも描けるように室内環境を整えています。



保育所での生活

0歳児		1・2歳児		3・4・5歳児	
7:00	延長保育 順次登所	7:00	延長保育 順次登所	7:00	延長保育 順次登所
8:30	あいさつ あそび	8:30	あいさつ あそび	8:30	あいさつ あそび
9:00	おやつ	9:00	おやつ		水分補給
9:30	あそび(室内・戸外)	9:30	あそび(室内・戸外)		クラス別活動 異年齢交流
			散歩 リズムなど		散歩 リズム 制作など
11:00	給食	11:00	排泄 手洗い		
		11:15	給食	11:20	手洗い
12:00	お昼寝	12:00	排泄・絵本・紙芝居	11:30	給食
			お昼寝		
14:45	めざめ・おむつ替え着替え	14:45	めざめ	12:30	絵本・紙芝居・お昼寝
15:00	おやつ	15:00	おやつ	14:45	めざめ
15:30	あそび(室内・戸外)	15:30	あそび(室内・戸外)	15:00	おやつ
	順次降所		順次降所	15:30	あそび(室内・戸外)
16:30	延長保育 あそび(室内)	16:30	延長保育 あそび(室内)	16:30	延長保育 あそび(室内)
18:00	水分補給	18:00	水分補給	18:00	水分補給
19:00	全員降所	19:00	全員降所	19:00	全員降所

*水分補給は随時行っています。

*0歳児・1歳児のおむつ替えは、一人ひとりの排泄の様子によって随時行っています。

*必要に応じて、着替え、排泄、手洗いなど、援助しています。

*土曜日は活動内容が平日と多少異なります。

*保育内容については、保育所保育指針の五領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）に沿った活動を行っています。

【英語体験】

上尾市立保育所では、就学前から英語とふれあう機会を提供するため、英語体験を導入しております。主に3～5歳児クラスを対象とし、月2回、1回2時間程度、外国人指導員と英語を使った歌やダンス、あそびを通して英語に触れあう機会を設けています。また、基本的には3～5歳児クラスを対象としていますが、0～2歳児クラスのお子さんも、3～5歳児クラスと一緒に英語に触れることもあります。

【保育時間】

曜日	朝の延長保育	通常の保育時間	夕方の延長保育
月～金	7:00～8:30	8:30～16:30	16:30～19:00
土	7:00～8:30	8:30～12:00	12:00～18:00

- ※ 延長保育を希望する場合は、保育所に延長保育申請書を提出し、承認を受けてください。なお、満6か月未満の乳児は8：30～17：00までの利用となります。
- ※ 認定区分に伴う最大利用時間を越えた延長保育の利用については、延長保育料が発生します。(詳細は次の項目をご覧ください。)
- ※ 勤務が休みの日は、延長保育は利用できません。通常の保育時間内(8:30～16:30)で送迎してください。

【ICTシステム（コドモン）について】

上尾市立保育所では、保護者の皆様との各種連絡・情報共有の効率や利便性を高めることを目的として、令和4年11月から保育ICTシステム「コドモン」を使用しています。利用には、保護者用スマートフォンアプリのダウンロードとお子様・保護者情報のご登録が必要となります。

《登録方法》

- 1 入所される保育所から、お子様の保護者用アプリの「ID」「パスワード」が記載された案内書を配布します。
- 2 案内書に沿って、保護者用アプリをダウンロードして下さい。
- 3 お子さまと保護者様の情報の登録をお願いします。

保護者情報の登録項目

アプリのダウンロード後、お子様の情報として「氏名」、「ふりがな」、「お誕生日」、「血液型」、「性別」の入力をお願いします。

※項目の一部は保育所側で入力済みの場合があります。「お子様のプロフィール写真」の追加は任意ですが、追加する場合は、お子様の顔が認識できる写真をお選びください。

※上記以外の項目等もアプリ上で入力可能ですが、保育所では上記項目のみ管理しますので、それ以外の項目等を入力した場合は、保護者自身が把握するための情報としてご活用ください。

アプリ利用料

無料でご利用いただけますが、アプリ利用に伴う通信料はご負担いただきます。

対応端末

スマートフォン、タブレット、パソコン

※上記をお持ちでない方、その他ご事情によりアプリのご利用ができない方は、別途保育所までご相談ください。

SNS利用への注意

近年の情報化技術の発展により、個人に関する情報の公開は非常に慎重に行うべきで、自分以外の家族や他人の個人に関する情報を、本人の許可なく掲載することは、厳に慎まなければなりません。そのため、コドモンで得た情報や写真などをSNS等へ投稿する行為は控えるようにご協力お願いいたします。

《各種機能》

- ・お知らせ配信機能（施設からのおたより＊園だより＊保健だより＊クラスだより＊献立表および給食だより、は毎月配信します。その他必要に応じて配信します。）
- ・出欠・お迎え連絡機能（出欠・お迎えの連絡）
- ・アンケート機能（行事や懇談会などの参加希望日の集計など）
- ・登降園管理システム（登降園の打刻システム）
- ・連絡帳機能（家庭での様子、園での様子を情報共有）
- ・成長の記録（身長・体重）
- ・資料室（施設からのおたより保管）

※アプリの各機能については別途資料にてご案内いたします。

《コドモン出欠・お迎連絡機能について》

- ・保育所では、コドモンでの連絡は、午前9時、午後2時～3時の間、午後4時に確認いたします。
- ・欠席・遅刻は、午前9時までに、コドモン又は電話で必ず保育所へ連絡してください。連絡が無く登園していない場合は、電話で確認をさせていただきます。
- ・仕事や急用でお迎えが遅くなる時は、コドモン又は電話で連絡してください。コドモンでは午後4時までにお願います。それ以降は電話での連絡をお願いします。
- ・連絡帳はお子様登所する前に入力してください。
- ・住所、勤務先等の変更は、速やかに保育所に連絡して下さい。
- ・仕事がお休みの時や連絡先がいつもと違う時は連絡先を保育所にお知らせ下さい。（お子さんの発熱等で、保育所から連絡がとれずに困ることがあります。）

【写真販売について】

オンライン写真販売サービス「そだちえ」を導入しております。園での様子や行事の写真を閲覧・購入できます。利用には、会員登録が必要になります。

【紙おむつ等サブスクサービスについて】

保護者の負担軽減等を目的として、ご家庭からオムツを持参することなく保育所が発注・保管する紙おむつとおしりふきを定額で利用できるサービス「おむつのサブスク」（希望者）を導入しております。

【 延長保育料 】

認定区分に伴う最大利用時間を超える利用について、以下のとおり延長保育料を設定いたします。

1. 延長保育の設定について

	保育標準時間認定	保育短時間認定
利用時間 (認定区分に伴う最大利用時間)	7:30～18:30	8:30～16:30
延長保育料の対象時間	7:00～7:29 18:31～19:00	7:00～8:29 16:31～19:00
延長保育料の月額	月額2,000円	—
〃 1回利用	100円	1時間につき100円

※1回利用については、朝・夕それぞれに徴収します。

※土曜保育については、これまでどおり通常保育が8:30～12:00、最大でも7:00～18:00までです。(保育標準時間認定においては、土曜の延長保育料はかかりません。また、短時間認定においては、平日の臨時延長保育と同様に延長保育料がかかります。)

※保育短時間認定で月極め利用は想定しておりません。常態として延長保育に該当するような場合は、保育標準時間認定となります。

2. 延長保育の利用について

上記の利用時間は、あくまで認定区分上の最大利用時間であり、実際の個々のお子様の保育時間は、従来どおり保育所での延長保育の利用申請において決定する時間となります。

したがって、保育標準時間認定になったとしても、実際に必要な時間を超えて、11時間ずっとお子様を預かるものではありません。

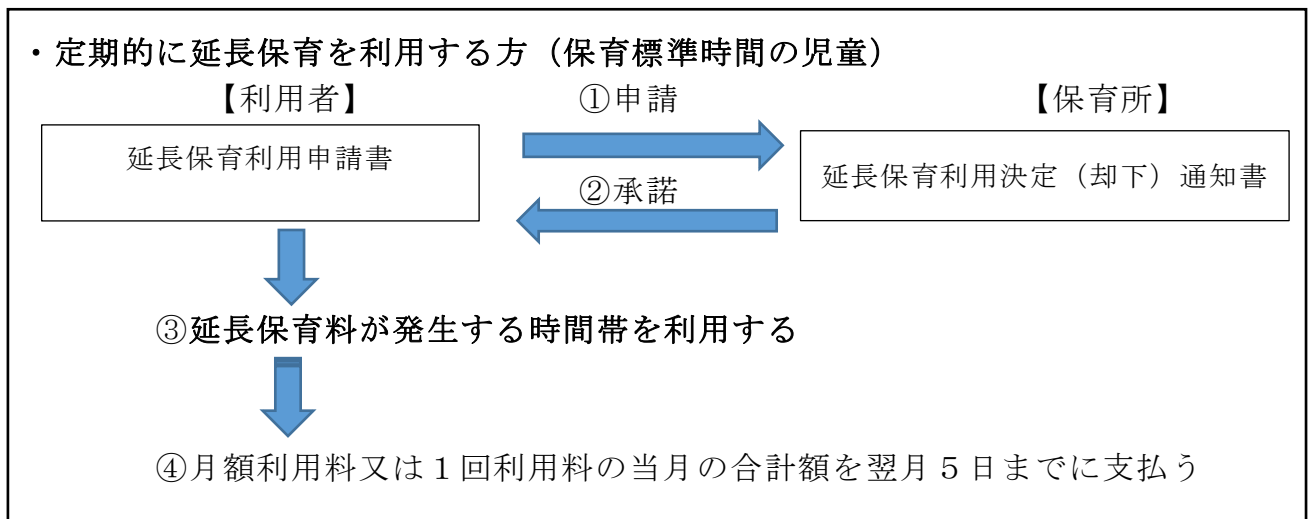
3. 臨時延長保育の利用について

突発的な事由により、短時間認定の方が延長保育を利用される場合、または標準認定の方が延長保育利用決定時間を超えて延長保育を利用される場合は、延長保育を利用する前に必ず保育所に連絡をお願いします。(ただし、19:00を超えての利用はできません。)連絡がない場合は保育所から連絡を入れさせていただくこともあります。また、臨時的な利用が続く場合は、認定変更や延長保育利用変更などもお願いします。

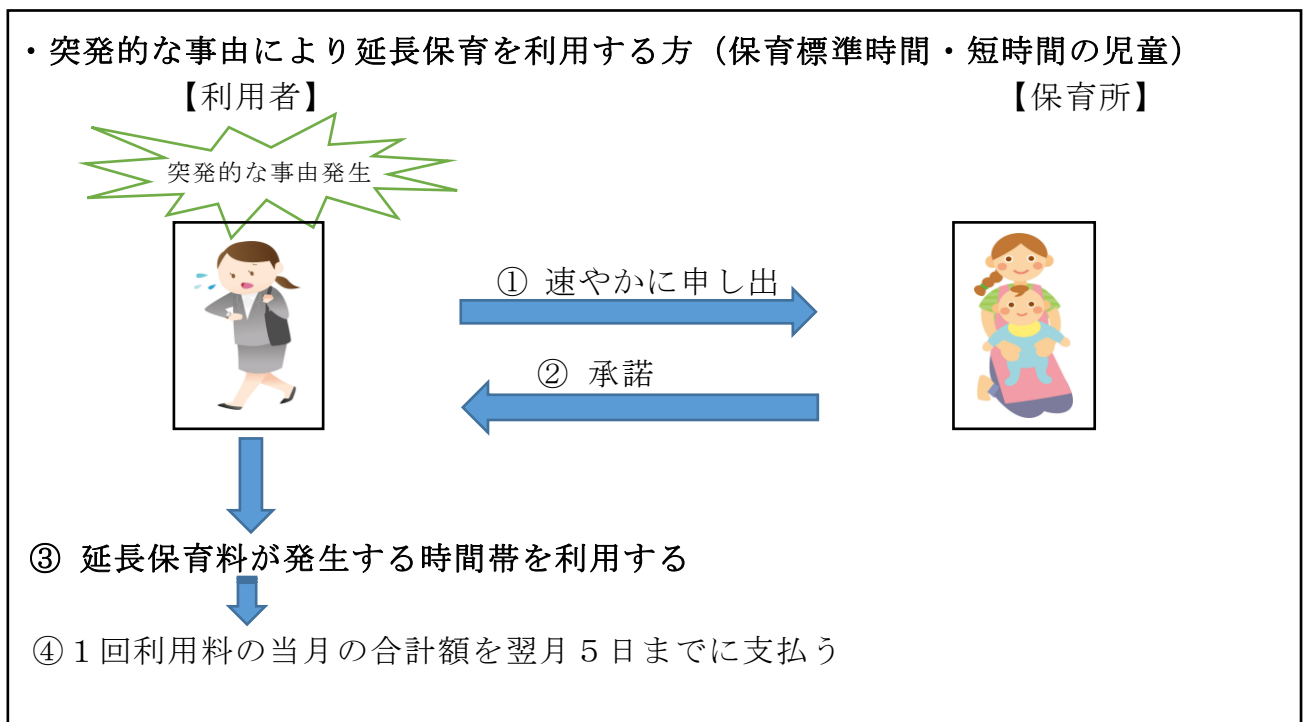
*短時間認定の方は午後4時30分、標準時間認定の方は午後6時30分に、駐車場待ちで時間に間に合わない時は、保育所に電話を入れてください。

《延長保育(延長保育料が発生する場合)の手続きについて》

定期的な延長保育利用の方の場合



臨時延長保育利用の方の場合



【幼児教育・保育の無償化及び給食費(主食・副食費)の実費徴収について】

令和元年10月から、保育所等では、3～5歳児クラスに在籍するお子様については、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料をお支払いいただく必要がなくなりました。また、0～2歳児クラスに在籍するお子様で、住民税非課税世帯についても、保育料が無償化となりました。

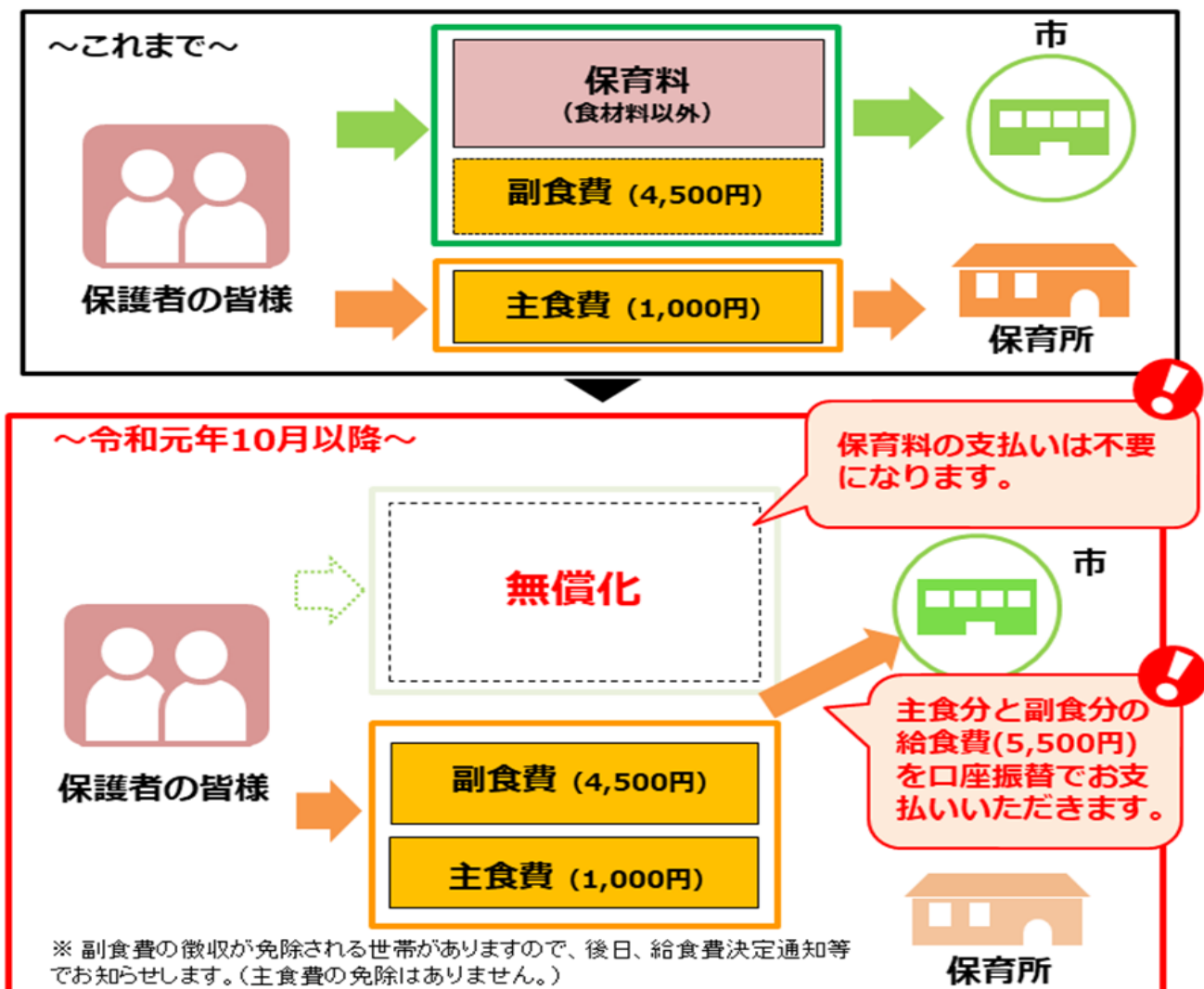
但し、3～5歳児クラスについては、主食費に加え、これまで保育料に含まれていた給食の食材料にかかる費用(副食費)については、保護者の皆様のご負担となります。

公立保育所では、主食分(1,000円)と副食分(4,500円)を併せた給食費(5,500円)をお支払いいただくこととなります。

給食費は、保育料でご登録いただいている口座から振替をさせていただきます。なお通帳への印字は「保育料」となりますが、ご了承ください。(同意書に記入させていただきます。)

※給食費のうち副食費の徴収が免除となる世帯がありますので、該当する方には保育課からお知らせします。(主食費の免除はありません。)

※食材発注の都合があるため、事前に欠席がわかる場合は、欠席の6日前(閉園日は除く)までに保育所長へ申し出てください。減額になる場合があります。(詳しくは保育所長までご相談ください。)



【休所日】

日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日まで。ただし、災害等で正常な保育をすることができないと市長が認めた場合は、臨時に休所することがあります。

【慣れ保育について】

お子様が新しい環境にスムーズに慣れるよう、入所当初の約1週間から2週間を目安に保育時間を短縮して保育を行います。お子様の状況や年齢により時間及び期間は多少異なりますので、保育所と十分話し合い、ご家族やお勤め先とよく調整していただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

【持ち物について】

- ・衣服・・・清潔で活動しやすく、着脱しやすいものにしましょう。
つりズボン・タイツおよびスカートやフード付き・ひも付きの服は危険ですので避けてください。
- ・靴・・・・足に合ったものにしましょう。
- ・タオル・・・0歳児……………口拭きタオル（月齢によって異なります）
1. 2歳児……………ループ付きタオル1枚 口拭きタオル3枚
3. 4. 5歳児……………ループ付きタオル2枚
※使用したものは夕方必ず持ち帰りましょう。
- ・お昼寝用ベッドシート……………週末持ち帰り洗濯しましょう。
- ・1歳児からクラスカラーの帽子を着用します。
- ・1～5歳児は日中の水分補給の際、自分のコップを使用します。（持ち手があり、プラスチック製の物）
- ・避難靴をお預かりします。（火災・地震など災害時緊急時に使います。いつでも使えるよう常時お預かりさせていただきます。幅広のゴムで一足をまとめてください。）

※持ち物には全て必ず名前が必要です！わかりやすい場所にわかりやすく、大きくはっきりと書いてください。薄くなってきたら書き直しましょう。

《ご家庭へお願い》

- *住所、勤務先等の変更は、速やかに保育所に連絡して下さい。
- *仕事がお休みの時や連絡先がいつもと違う時は連絡先を保育所にお知らせ下さい。
お子さんの発熱等で、保育所から連絡がとれずに困ることがあります。

【健康管理について】

保育所では、内科健診（年2回）、歯科健診（年2回）を実施します。また、身体測定（身長・体重）については、3歳未満児は毎月、3歳以上児は隔月に実施しています。

1 コドモンの連絡帳機能でお子さんの健康状態をお知らせください。

睡眠時間、朝食、排便、体温を記入していただき健康確認をしております。

いつもとお子さんの様子が違うときは、連絡帳機能又は口頭で必ず職員にお知らせください。

2 こんな時は連絡します

発熱や嘔吐、ひどい下痢など具合が悪くなったとき、感染症が疑われるとき、あきらかにいつもの様子と違うときなどお子さんの症状によっては連絡をいたします。お迎えをお願いする場合があります。連絡先は明確にお知らせください。

3 感染症疾患が発生したとき

水痘、風疹、おたふく風邪などの感染症が発生したときは、各クラスに掲示します。また、家庭内で法定伝染病や感染症などが発症した場合は速やかに保育所に連絡してください。（子どもがかかりやすい感染症はP16～P17をご覧ください）

4 くすりについて

原則としてお預かりすることはできません。やむを得ない場合のみ、1回分をお預かりします。薬は、それぞれに名前をつけて与薬票に記入し、薬剤情報提供書を添えて、職員に渡してください。

5 予防接種について

集団生活なので、体調が良いときに予防接種を早めに受けるようにしましょう。接種した時は、担任にお知らせください。（接種日はなるべく安静にしましょう）

6 熱性けいれん、てんかん、腕が抜けやすい、アレルギー体質、小児喘息など

日常生活において、注意または配慮等を必要とすることがありましたら、所長または担任にご相談ください。

7 保育所でのケガ…急病…のとき

保護者に連絡し、医師に診てもらいます。連絡がつかない場合、その処置については医師に一任しますのでご了承ください。また、万一の事故に備えて、日本スポーツ振興センターの災害給付金制度に加入いただいています。

保育中及び登所時・降所時の子どもの事故は、この給付金制度の対象になります。掛金は市と保護者で負担しており、保護者の負担金は年間240円です。

《囑託医の先生》

ミドリ歯科医院 （歯科医師名 齋藤和宏） 電話725-6110

かしの木クリニック（医師名 浅野泰弘） 電話770-2211

*保育所にはAEDを設置してあります。職員は全員AEDの取り扱い講習を受けています。



子どもがかかりやすい感染症

病名	主な症状・特徴	潜伏期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	高熱、咳、鼻水、結膜充血、目やに、発しんが出る。	8～12日	解熱後3日を経過していること。
インフルエンザ	突然の高熱、全身倦怠感、食欲不振、鼻水、咳、のどの痛み、関節痛、筋肉痛がある。	1～4日	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後、3日を経過していること。(乳幼児の場合)
風しん	発熱、発しん、リンパ節の腫れ。	16～18日	発しんが消失していること。
水痘(水ぼうそう)	発しんは、体幹から全身に現れ水疱となり、その後かさぶたになる。	14～16日	すべての発しんがかさぶたになっていること。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発熱、唾液腺(耳下腺・顎下腺・舌下腺)が腫れ痛む。	16～18日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが現れてから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
結核	慢性的な発熱(微熱)、咳、疲れやすさ等。	3か月～数10年	医師により感染のおそれがないと認められていること。
咽頭結膜熱(プール熱)	高熱、扁桃腺炎、結膜炎。	2～14日	発熱、充血などの主な症状が消失した後2日を経過していること。
流行性角結膜炎	目が充血し、目やにが出る。	2～14日	結膜炎の症状が消失していること。
百日咳	特有の咳(コンコン、ヒューヒュー)が特徴で長期に続く。夜間に悪化する。	7～10日	特有な咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること。
腸管出血性大腸菌感染症(O157等)	水様の下痢便や腹痛、血便。	ほとんどの大腸菌 10時間～6日 O157は主に3～4日	医師において感染のおそれがないと認められていること。
急性出血性結膜炎	強い目の痛み、目の結膜の出血、目やに。	ウイルスの種類によって、平均24時間または2～3日と差がある	医師により感染のおそれがないと認められていること。
侵襲性髄膜菌感染症	発熱、頭痛、嘔吐。	4日以内	医師において感染のおそれがないと認められていること。
溶連菌感染症	発熱、のどの痛み・腫れ、舌が莓状に赤く腫れる、全身に発しん。	2～5日	抗菌薬内服後24～48時間経過していること。

新型コロナウイルス感染症	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻水、味覚異常、嗅覚異常	約 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過していること。 ※無症状の感染者の場合は、検体採取日 0 日目として、5 日を経過すること。
ヒトメタニューモウイルス感染症	咳、鼻水、発熱などから、一部、気管支炎や肺炎をきたすことがある。	4～6 日	発熱、咳などの症状が安定し、全身症状が良いこと。
デング熱	突発の発熱、頭痛、眼窩痛、筋肉痛、関節痛、発しんなど。	2～14 日	回復し、全身状態が良いこと。

※感染症にかかったまたはその疑いがある場合は、子どもの体調ができるだけ速やかに回復するように完治するまで休ませ、再登所する時は医師の診断に従いましょう。



保護者の皆様へ



保 育 所 と く す り

新しい環境での生活が始まり、お子さんは精神的に不安定な状態になりがちです。熱が出たり、食欲がなくなったり、機嫌が悪くなったりします。ご家庭においても健康管理には十分気を配ってあげましょう。

保育所は、楽しく元気に遊ぶところです。
原則としてくすりはお預かりできません。



(日本保育園保健協議会では、下記の規定が示されています。これに沿って与薬致しますのでご協力をお願いいたします。)

*お子さんのくすりは、本来は保護者が登所して与えていただくものですが、やむを得ない理由で保護者が来所できないときは、保護者と保育所で話し合いの上、保育所の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「与薬票」に必要事項を記載し、くすりに添付して職員に手渡してください。

*くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、保護者の個人的な判断で持参したくすり（予防するための市販薬）は、保育所としては対応できません。また頓服薬についても判断が難しいため対応できません。長期に続けて飲まなければならないくすりの場合はご相談下さい。



*診察を受けるときは、保育所に通っていることを伝えてください。また保育所では原則としてくすりの使用ができないことを医師に伝えて下さい。

*1日3回飲ませるくすりは、「朝」・「保育所から帰ってからすぐ」・「寝る前」の3回に、または「朝」と「夜」の2回にしてもらえるように医師に相談してください。

*時間で飲ませるように指示された時（4時間おき、6時間おきなど）は、症状が重い状態なので、できるだけ家庭でゆっくり休ませるようにしてください。

【やむを得ず「くすり」を持参する場合】

- 1、必ず与薬票に記入し、処方されたくすりに添付してください。
- 2、くすりは1回ずつに分けて、袋や容器にお子さんの名前を記載して、当日分のみ職員にお渡しください。
- 3、薬剤情報提供書がある場合は、その写しを添付してください。
- 4、健康連絡ノートや口頭で、重ねてくすりがあることを必ず担任にお知らせください。
- 5、くすりは事務室で一括管理します。



※気管支拡張テープを張ってくる場合、テープに日付・お子さんの名前を記入し、健康連絡ノートに貼ってある部位を記入してください。なお、貼り替えは行いません。

【予防接種のお願い】

保育所は、免疫のない0歳から就学前の6歳までのお子さんが、集団で生活をしております。ひとは病気にかかるとはじめて免疫ができますが、感染力の強いものにかかると重症化してしまう病気もあります。安心して保育所生活ができますよう、また、お子さんの健康を守る意味からも予防接種を受けていただくようご協力をお願い致します。

指定された予防接種は、対象年齢の間は無料で受けられます。

詳しくは保健センターにお問い合わせください。（上尾市東保健センター電話：048 - 774 - 1414）

受けていただきたい予防接種

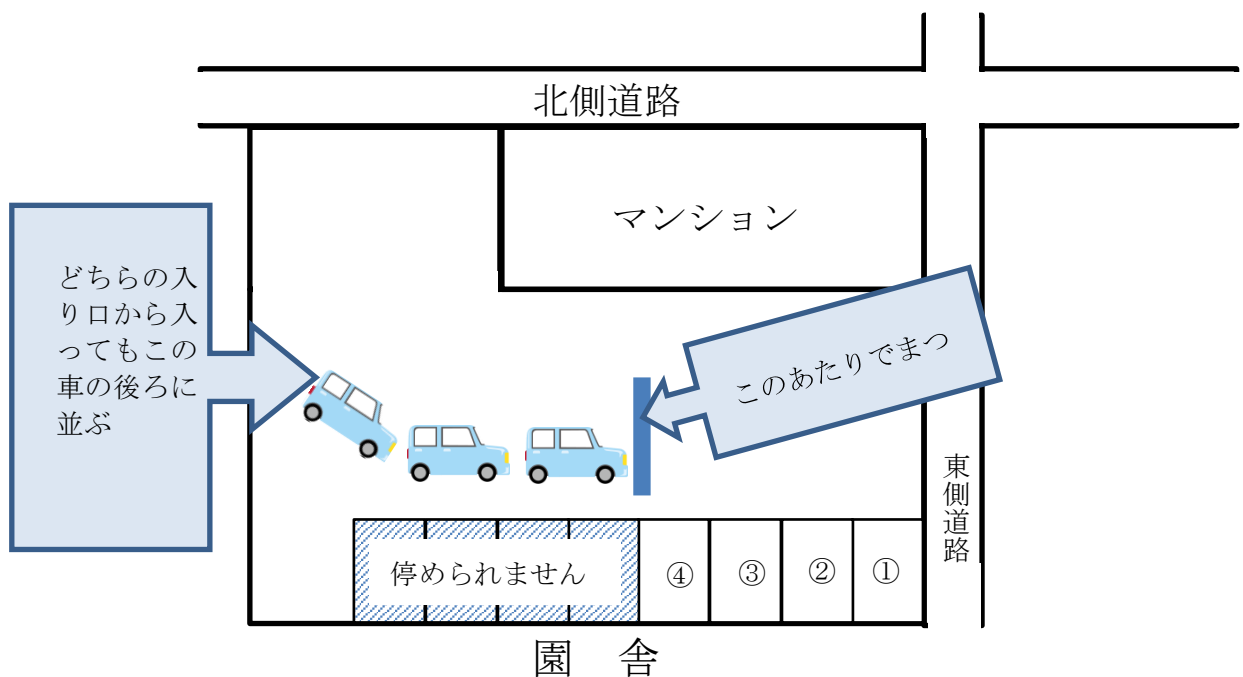
四種混合
ヒブ
小児用肺炎球菌
BCG
麻疹風疹混合（MR）
日本脳炎
水痘
B型肝炎
ロタウイルス

【送迎について】

1. 送迎は、保護者の責任でお願いいたします。（他の人に頼む時は、必ず保育所へ連絡を入れて下さい。）確認できない場合は、事故防止のため、お子さんをお渡しする事ができません。また、中学生以下の年齢の方の送迎はできません。
2. 登所は、9：00までをお願いいたします。
3. 欠席の連絡は、9：00までをお願いいたします。連絡がない場合、こちらから連絡を入れさせていただきます。
4. 登所の際は、必ず職員に預け、降所の際も、職員に声をかけて帰るようにして下さい。
5. 送迎時間に遅れる時は、必ず連絡して下さい。
6. 保育所専用駐車場は1～4番です。送迎時のみ駐車でき、保育参加、懇談会、行事などでは利用できませんのでご了承ください。祖父母やサポーターのお迎えの方にも、その旨必ず伝えて下さい。
7. 保育所の出入口の門扉は、上と下の2ヶ所を必ず閉めて下さい。子どもが道路に出してしまうことがあります。門扉及び玄関扉の開閉は必ず保護者の方が責任を持って行ってください。防犯上、平日の午前9時半ごろから午後3時半ごろまで扉は施錠しております。御用の方はインターホンで対応いたします。
8. 車上荒らしの被害防止のため、持ち物（バック、貴重品等）を必ず身につけて送迎して下さい。
9. 土曜日は防犯のため、終日玄関の扉を施錠します。送りは園庭に回っていただき1階のベランダからになります。迎えはインターホンを鳴らして下さい。（通常、1歳児たんぽぽ組で保育しています。）
10. 1. 2歳児クラスのお子さんは、保護者と一緒であっても2階に上がることはできません。ごきょうだいのお迎えの時は、2階のクラスからのお迎えをお願いいたします。
11. 自転車で送迎する時は駐輪場にとめてください。

駐車場のルール

1. 保育所の駐車場は園舎側の東から4台（①～④）です。それ以外の場所は、個人で契約しているものです。絶対にとめないでください。
2. 駐車場が満車で、順番を並んで待つ場合は、④の西側から並んでください。（下図参照）
3. 待機している車がある場合は、東側道路から左折で入っても、駐車場内を転回して、待機している車の最後尾に並んでください。
4. 待機している車がなく、双方から入った車が①～④付近で出会った場合は、周辺道路の状況などを踏まえ、譲り合って駐車してください。（東側道路は一方通行道路です）
5. 自転車は、東側道路に面した駐輪スペースにとめてください。



【送迎時のお願い】

- 駐車場、駐輪場付近及び門扉までの間は、お子さんから目を離さず、手を繋ぐなど一緒に歩いて安全に送迎してください。
 - 駐車場、駐輪場ともに台数が限られています。お子さんの送迎が終わりましたら、速やかに退出してください。
 - 保育所敷地内や、玄関付近、子どもたちから見える場所での立ち話などもご遠慮願います。
 - エンジンは必ず止めましょう。
 - 駐車場の混雑で認定時間（標準・短時間）を過ぎる場合はご連絡ください。
- ※ルールを守って、皆さんが気持ちよく利用できますよう、ご協力をお願いします。
ご不明な点は所長までお問い合わせください。

【給食について】

	午前 おやつ	昼 食	午後 おやつ
0, 1, 2 歳児クラス	○	○	○
3, 4, 5 歳児クラス		○	○

- ・献立表は前月 25 日を目安にコドモンで配信します。
- ・公立保育所は統一献立になっています（毎月 1 回保育課栄養士、保育所長、調理担当者、保育士、看護師が給食打ち合わせ会を行い決定しています）
- ・栄養のバランスをとるため、できるだけ多くの食品を組み合わせるようにしています。
- ・旬の食材、行事食を取り入れています。
- ・調味は素材の風味を生かし、薄味を心がけています。
- ・全職員が毎月細菌検査を行っています。（所長・主任保育士・調理員は毎月 2 回）
- ・離乳食は 6 ヶ月～1 才 6 ヶ月まで個々の発達、体調に応じて調理しています。
- ・食物アレルギーに伴い、除去が必要とされる場合は、対応メニューでの提供になります。その際は医師の診断書（生活管理指導表）に基づいた対応となります。
- ・年間を通して、水分補給のため麦茶を提供しています。
- ・食器は「強化磁器・陶器」を使用しています。陶磁器はご家庭でも使われていることから、子どもたちも親近感と安心感をもって使用できます。
- ・0～2 歳児クラスは完全給食、3～5 歳児クラスは完全給食ですが実費徴収です。
- ・公立保育所では「安全でおいしい給食」の提供を行う中で、いろいろな食材を使用しております。安心・安全な給食を進めて行くために、実際に給食で使用している食材を載せた「食材喫食チェック表」を配布し、家庭での喫食状況も定期的に確認させていただきます。



【食材喫食チェック表について】

公立保育所では「安全でおいしい給食」の提供を行う中で、いろいろな食材を使用しております。安心・安全な給食を進めて行くために、実際に給食で使用している食材を載せた「食材喫食チェック表」を配布し、家庭での喫食状況も定期的に確認させていただきます。

【食物アレルギーの対応について】

食物アレルギーに伴い、食品の除去や緊急時に備えた処方薬の預かりが必要な場合、お申し出ください。除去食は完全除去が基本となります。

【現金の取り扱いについて】

集金袋が届きましたら、早めの納付をお願いします。延長保育料などは赤ポストへ、杉の子会費は青ポストへ入れてください。

【安全管理について】

子どもたちの状況を把握することは、保育を行う上でとても大切なことです。朝の登所時から夕方の降所時までの動静把握、またコドモンで健康状態も把握します。

事故を予防するために、事故が起こりそうだが、幸いにも回避できた事例を「ヒヤリ・ハットマップ」として作成し、検証し事故の防止を図っています。

毎年1回以上全職員が、消防署の指導の下に救急救命訓練を受けています。

【災害時の避難場所と情報発信について】

毎月一回、火災・地震・防犯の避難訓練を行っています。

- ・災害時（大地震発生時など）は保護者の方がお迎えに来てくださるまで、緑丘保育所で待機しています。万一、保育所の建物に被害が及んだ時は下記避難場所の優先順位に従って避難しています。

*また、こちらの場所でも保護者の方のお迎えがあるまで、保育士と一緒に待機しています。

- 避難場所
1. 緑丘保育所（園庭）
 2. 緑丘広場・・・上尾市緑丘2-12
保育所の正門前の道路を南方向に約70m直進した左側の広場
 3. 上尾市立中央小学校
・・・上尾市上町1-15-4 電話：048-771-0256
国道17号下り沿い

上尾市役所代：Tel 048-775-5111 上尾市保育課：Tel 048-775-5044

《災害時の対応と災害用伝言ダイヤル》

市立保育所では、災害時情報配信は、コドモンを利用して情報を提供しています。

保護者の方と連絡が取れないときは保育所前に、保育所の状況・避難場所を掲示し、伝言ダイヤル171にもそれらを録音してお知らせします。

災害用伝言ダイヤル使用方法（安否確認）

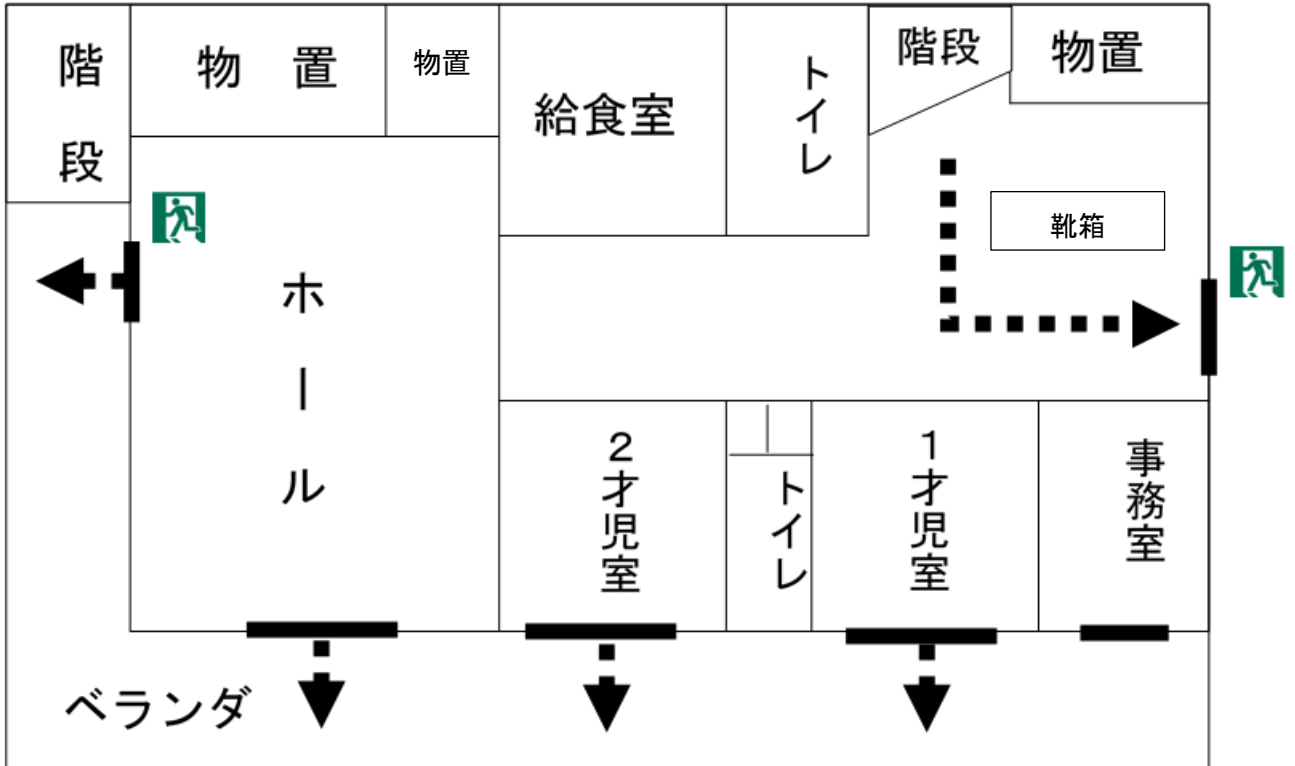
- ① 「171」をダイヤル
- ② 音声案内に従い「2」をダイヤル
- ③ 保育所電話番号 「048-773-9865」をダイヤル
- ④ 伝言内容を聞く

※災害用伝言ダイヤルの情報提供については、年に三回訓練を行っています。園だよりで日程をお知らせしますので、必ず体験してください。

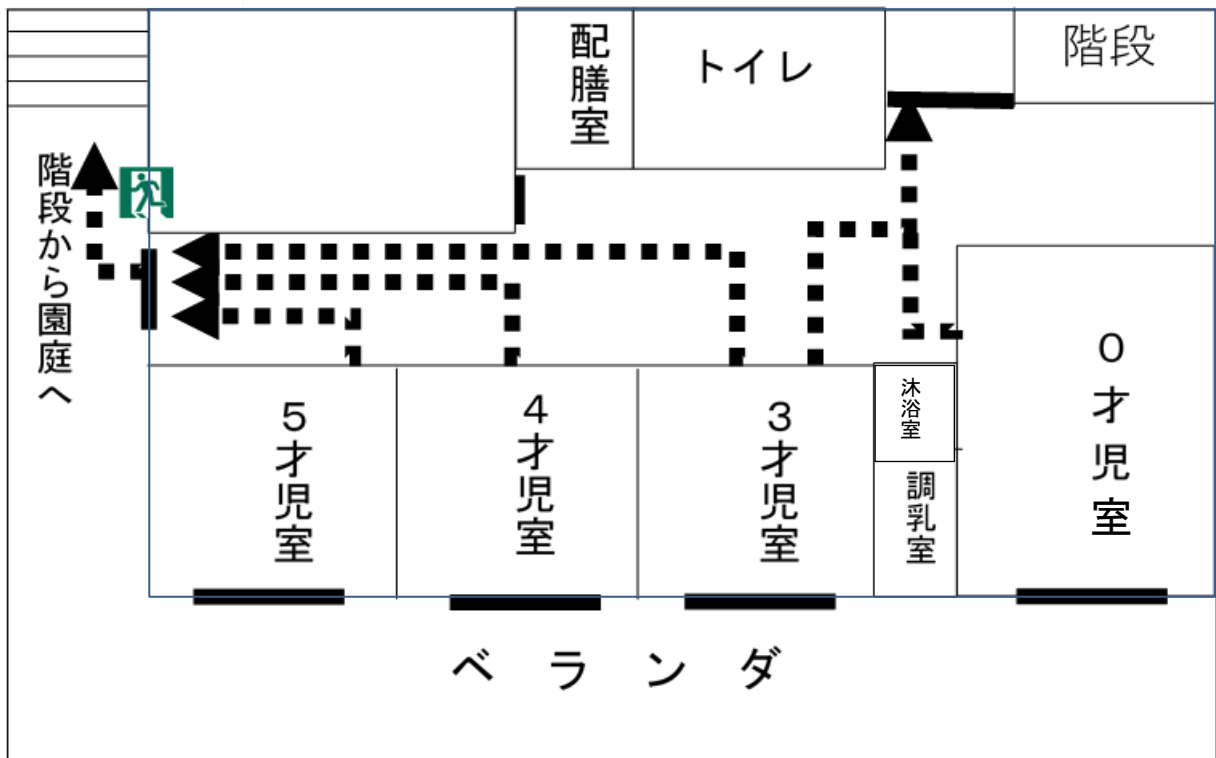
平面図および避難経路



1 階



2 階



【風水害等の災害時における臨時休園の基準について】

近年豪雨や台風など風水害による甚大な被害が発生している状況が続いており子どもの安全を第一に考えるとともに、保護者や保育従事者などの安全も守るため、「風水害等の災害時における臨時休園の基準」を策定しております。この基準に基づき、臨時休園をする場合があります。

また臨時休園決定後に、翌日の保育の代替措置に関しても設定し、災害時において社会的要請の強い職種に限定した保育の受け入れを行います。

※詳しくは、「災害時における代替保育のご案内」をご覧ください。各保育所・保育課までお問い合わせください。

①臨時休園を行う際の判断基準

基準	防災情報発令時の対応について
対象となる施設	市内全ての認可保育施設
運用開始日	令和2年10月15日
対応方針の位置付け	風水害など予期可能な災害発生時の臨時休園の措置を明示。 (意思決定は保育実施主体である上尾市)
防災情報発令時の対応 (災害前日)	<ul style="list-style-type: none"> ・市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・JR東日本が翌日の計画運休を発表した場合は、市が決定のうえ休園する。 <p>※いずれの場合も休園決定後に、翌日の保育の代替措置の申請受付を行う。</p>
防災情報発令時の対応 (災害当日)	<ul style="list-style-type: none"> ・市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・警戒レベル3相当の自治体防災情報「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、各園で判断し、市に連絡したうえで、休園・降園する。 <p>※これ以外の場合でも、浸水想定区域に指定されている保育施設は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。</p>

◇自治体防災情報発令時以外の対応について

- ・市は、災害前日にＪＲ東日本の計画運休が発表された場合も休園の措置をとる。
- ・浸水想定区域に指定されている保育施設（畔吉、ころぼっくる第二、泉の森、つつじが丘）は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

②保育の代替措置

項目	内容
代替保育の実施	・市内の全ての認可保育施設に対して、災害前日に市が臨時休園を決定した場合のみ実施する。
保育の代替施設	上尾市立原市保育所（定員 10 名） 上尾市立上尾西保育所（定員 10 名）
代替保育の申込受付	・災害前日の臨時休園決定後、代替施設において、申込受付を行う。 ※災害当日の申込受付は行わない。 ※定員に達した時点で締め切る。 ※前日の臨時休園の判断が日曜日、祝日になる場合は、事前受付ができないため、翌日の代替保育は実施しない。
代替保育の対象	・災害発生状況下に仕事をしなければならない「防災関係者（消防署、自衛隊、避難所設置に携わる公務員）」や「医療関係者」、「警察官」、24 時間体制の「高齢者施設」、「障害者施設」に勤務されている方で、いずれもご夫婦で勤務しなければならない家庭やひとり親家庭とする。 ※なお、災害時でも送迎ができる家庭に限る。
代替保育の要件	・事前に市保育課に登録している子ども ※事前の登録は毎年必要となります。
対象年齢	・1 歳児クラス在籍児童～
保育時間	・8 時 30 分～17 時 00 分
持参するもの	・弁当、おやつ、水筒、着替え（おむつ）、汚れもの入れ用ビニール袋、バスタオル お昼寝用シーツ、上掛け など
その他	・災害状況によっては、保育の代替措置を実施しない場合もある（前日判断）。

【絵本貸出について】

玄関（事務室前）には、園文庫・あっぴいぶっくる（図書館からの貸出し）もあります。毎週水曜日が貸し出し日です。（1人1冊月曜日までに返しましょう）ご利用の際には事務室か遅番職員にお声がけください。親子の触れ合いにぜひどうぞ！



【届出について】

家庭状況（住所・氏名・婚姻・離婚など）、税額、勤務先の変更があった場合は保育所の入所要件（退職、傷病等の回復により保育ができる状態になったとき、出産要件入所で、出産後3ヶ月を過ぎたとき）に該当しなくなった場合は、保育所又は保育課に届出をして下さい。（次頁参照）



次のような場合には、保育所又は保育課に届出をしてください。

1. 家族の状況に変更があった場合の届出

内容		提出書類		提出期限
①	住所の変更	支給認定変更申請書		変更を適用 させたい月の 前月20日 まで。
②	氏名の変更	支給認定変更申請書		
③	家族構成に 変更がある 場合	妊娠・出産	支給認定変更申請書 母子手帳の出産(予定日)が分かるページのコピー	
		結婚	支給認定変更申請書 ①配偶者の就労証明書 ②配偶者の住民税課税証明書	
		離婚	支給認定変更申請書 調停中の場合…事件係属証明書または夫婦関係等 調整調停申立書(裁判所の印があるもの)	
		同居家族増	支給認定変更申請書	
		死亡	支給認定変更申請書	
	税額(所得税・住民税)に 変更があった場合	支給認定変更申請書		
	勤務内容(会社、勤務場 所・時間・日数)が変わっ たとき	支給認定変更申請書と就労証明書 ※利用時間(保育標準時間・保育短時間)の変更を希望する場合は、申請 書にその旨を記入		
	育児休業を取得・復帰した	取得…休業期間が明記された就労証明書 復帰…就労証明書		

2. 保育所入所要件(保育が必要な条件)に該当しなくなった場合の届出

保育所入所要件に該当しなくなった場合は、原則退所となります。**保育の実施解除申出書**をご提出ください。

継続して保育が必要な場合は、新たに「保育が必要なことの証明書(就労証明書、診断書等)」が必要となります。

	入所要件非該当事由	保育所入所継続要件
①	仕事を辞めたとき	入所要件非該当後、支給認定変更申請書及び誓約書を提出し、2ヵ月以 内に保育が必要なことの証明書を提出。
②	傷病者が回復し、保育ができる状態になったとき	
③	出産要件入所で出産後3ヵ月経過するとき	出産後3ヵ月末までに保育が必要なことの証明書を提出※1

※1 仕事をしていた方が出産に伴い、仕事を辞めた場合、出産予定日の3ヵ月前より保育所入所要件が「出産」となります。
出産後3ヵ月までに証明書が提出されない場合は、退所となりますのでご注意ください。

○育児休業中の保育所入所制限について

現在入所中の児童については、原則として育児休業の対象となった児童が1歳6ヵ月になる月の月末までが入所期限です。

入所継続の条件としては、入所期限の翌月中に復帰することが必要となります。

その他ご不明な点等ございましたら、上尾市役所保育課までお問合せください。

【小学校との連携（保育所児童保育要録）】

保育所保育指針に基づき、すべての保育所入所児童について、「保育所児童保育要録」を送付しています。これは保育所での子どもの育ちをそれ以降の生活や学びへとつなげるもので、小学校において子どもの育ちを支え、子どもの理解を助けるものとなる資料です。また、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指した「上尾市接続期プログラム」を作成しています。

【職員の研修について】

保育所に求められている質の高い保育・多様な保育ニーズへの対応・子育て支援サービスに、職員の自己学習や保育活動での経験及び研修を通して深められた知識や技術・並びに人間性が実践として活かされるよう、仕事での研修、また、個人で休暇を利用した研修等に参加し、自己研鑽に努めています。

<公の主催研修>

市役所主催研修・保育課主催研修・保育所領域別内容研修・県保育士会研修・社会福祉協議会研修 外部研修など

<保育所自主研修>

危機対応・救急法・保育内容 など

その他

<専門家による巡回指導>

年数回専門家が保育所を巡回し、保育方法のアドバイスを受け、実践に役立てています。

【個人情報について】

保護者の方にご提出いただいた情報に関しては、病気時・緊急時の連絡と保育所での活動に限って使用させていただいています。

また、日常の保育や行事の時には写真を撮っており、保育を理解いただくため室内に掲示することもあります。撮影・掲示など支障がある方は申し出てください。

尚、保育の研修の一環としてビデオ撮影をさせていただくことがありますが、職員研修の場のみで使用させていただきます。保護者の方の撮影した写真やビデオについても取り扱いには十分注意して下さい。



【保育所自己評価および第三者評価について】

保育所では、自らの保育を職員間で振り返ることにより、乳幼児期の子どもの成長・発達を支える保育の専門機関として、ひとり一人の子どもへの理解を深め、保護者との信頼関係を築き、保育の質の向上を図る目的で行なっています。また、平成31年度には第三者評価を行いました。

【意見・要望について】

保育所を利用するにあたり、保育所が提供するサービス（保育所が行う保育内容）について、お気づきのこと、改善して欲しいことがございましたら、遠慮なくお申し出ください。保育所では「利用者の意見・要望等の相談解決実施要領」に基づき、中立公正に対応いたします。その際、個人情報保護には十分配慮いたします。

1. 意見の提出方法

- ①クラス担任、苦情受付担当者、保育所長に口頭、面接、電話、書面等により随時申し出ください。
- ②「ご意見箱」（赤ポスト）に備え付け用紙に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望を記入し、お入れ下さい。
- ③電子メール用の「e-意見箱」に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望を入力し、送付してください。

※件名「保育所についての意見・要望」と入力してください。E-mailアドレスは s172300@city.ageo.lg.jp

- ④保育課に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望をご記入のうえ、郵送、FAX, 直接持参してください。

2. 苦情解決担当者は下記のとおりです。なお、苦情解決第三者委員の立ち合い、相談が必要な場合は保育所主任保育士、保育所長に連絡先をお尋ねください。

- ・ 苦情受付担当者 保育所主任保育士
- ・ 苦情解決責任者 保育所長
- ・ 苦情解決総括責任者 上尾市保育課
- ・ 苦情解決第三者委員 小杉道郎 鈴木宏明、甲原裕子

3. 意見・要望の取り扱いについて

提出していただいたご意見・ご要望を十分検討し、文書で回答いたします。匿名のものについては、掲示版にて回答いたします。なお、ご意見、ご提案の内容及び回答で保育所に共通する事項などは、園だよりを通じて紹介させていただく場合がありますので、ご了承ください。

【保育所でのケガ…急病…のとき】

保護者に連絡し、医師に診ていただきます。連絡がつかない場合は、その処置については医師に一任しますのでご了承下さい。また、万一の事故に備えて、日本スポーツ振興センターの災害給付金制度に加入していただいています（P29参照）。保育中及び登所時・降所時の子どもの事故は、この給付金制度の対象になります。掛金は市と保護者で負担しており、保護者の負担金は年間240円です。治療にかかった代金は、後日、給付されます。保険証の変更については、すみやかに保育所にお知らせ下さい。

「災害共済給付制度」について

保育所の管理下でけがをして医療機関を受診した時



原則

窓口支払総合計が、
¥1,000 以上だった場合

(独)日本スポーツ振興センターの医療費給付を申請する。

概要

保育所の管理下における児童の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付金(医療費、障害見舞金、死亡見舞金)の支給を行うもので、その運営に要する経費を、国・保育所設置者(上尾市)・保護者の三者が負担する互助共済制度です。

給付対象

保育所管理下(登所、降所時含む)におけるけがにより、医療機関にかかり、その窓口支払総合計が ¥1,000 以上(再診分合算、薬剤費含む。保険外費用は対象外)である場合。

給付額

医療費総額の自己負担分(2割)を一度窓口でお支払いいただきますが、後日、指定口座に医療費総額の4割が支給されます。

◎例：初診料、再診料及び薬剤費を含む医療費総額が ¥5,000 であった場合
(医療機関で)保護者には、自己負担分の ¥1,000 (2割) を窓口でお支払いいただきます。
(後日振込で)センターから、自己負担分 ¥1,000 + お見舞金 ¥1,000 = ¥2,000
(総額の4割)が支給されます。

※その他、障害見舞金、死亡見舞金の給付があります。

掛金

児童1人の掛金は年間365円ですが、保護者の掛金は240円です。設置者が125円負担します。

例外

窓口支払総合計が、
¥1,000 未満だった場合

上尾市「こども医療費」の支給を申請する。

上尾市「こども医療費」とは…

概要

こどもが、医療機関などで保険診療を受けた場合、自己負担した医療費の一部を助成する制度です。18歳に達する日以降の3月末日まで対象になります。

支給対象

各医療保険制度の自己負担額

※ 保険外費用は支給対象外です。詳しくは、上尾市子ども支援課にご確認ください。

請求方法

- ① 上尾市子ども支援課で「こども医療費受給資格証」の発行を受けてください。
- ② 診療月の翌月以降に所定の申請書と領収書を上尾市子ども支援課に提出してください。後日、指定口座に振り込みます。

◎お願い◎

- ① 医療機関への再診の付き添いは保護者の方をお願いしております。保育所の人員にも限りがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ② 市の条例により、原則的にこども医療費助成制度を適用せず、一度窓口払いを行っていただきます(「(独)スポーツ振興センター」の欄参照)。
- ③ 治癒後、窓口支払総合計が ¥1,000 未満だった場合は、領収書が必要となりますので、保存しておいてください(「上尾市こども医療費」の欄参照)。

※ 医療機関の窓口支払い額にかかわらず、選定療養費(高度・専門医療を行う200床以上の病院を受診するときに係る費用)は、スポーツ振興センター医療費給付・こども医療費いずれも対象とはなりません。

【子育て支援制度】

《育児電話相談》

市立保育所では市民向け育児電話相談を受け付けています。

市立保育所では、子育てに関する不安や悩みをお持ちの保護者を対象に、保育士による育児相談を行っています。

睡眠、食事、身体発達、言語、情緒など、日ごろの子育ての中で心配なことがありましたら、ご利用ください。

相談日・時間

毎週月曜日から金曜日 午後1時から3時まで

《赤ちゃん駅の設置》

「赤ちゃん駅」とはだれでも自由におむつ替えや、授乳が行えるスペースの愛称です。

上尾市内の公共施設には「赤ちゃん駅」が設置されています。

緑丘保育所にも設置されており赤ちゃんのおむつ替え用マットが用意してあります。

《子育て支援制度》

児童手当・子ども医療費の助成・児童扶養手当・医療費の助成・入学、卒業祝い金登録申請などお問い合わせは、保育課 775-5044 へ

《ファミリー・サポート》

子育ての援助を受けたい会員と子育ての援助を行いたい会員からなる、相互協力と信頼関係により成り立つ、援助活動の調整センターです。お子さんの保育所や幼稚園などの送り迎えをします。お問い合わせ あげおファミリーサポート・センター 777-0941 へ



《急病のとき》

小児科・内科 外科（休日のみ）

上尾市平日夜間及び休日急患診療所（平日夜間、日曜日、祝日、年末年始）

上尾市緑丘2-1-27 上尾市東保険センター3階 TEL 774-2661

【診察】平日夜間 20:00～（受付 21:30 まで）

休日急患 9:00～（受付 11:30 まで） 13:00～（受付 15:30 まで）

《埼玉県救急電話相談》

急な病気やケガの際に、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について看護師が電話で相談に応じます。

#7119 または 048-824-4199 … 大人と子ども対応

これまでどおり

#8000 または、048-833-7911 … 子ども対応

からもかけられます。 いずれも 24 時間 365 日対応です。

《中毒 110 番》

化学物質や動植物の毒などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し、情報提供しています。

つくば中毒 110 番 TEL 029-852-9999 (365 日 9:00～21:00 対応)

大阪中毒 110 番 TEL 072-727-2499 (365 日 24 時間対応)

たばこ誤飲事故専用電話 TEL 072-726-9922 (365 日 24 時間対応)

《病児・病後児保育について》

上尾市では、病気のお子さんを保護者の方に代わって保育する病児・病後児保育を行っています。現在病児・病後児保育室 2 ケ所、病後児保育室 2 ケ所 合計 4 か所の施設があります。病気の症状（急性期、回復期）によって、実施施設が異なります。

※詳しくは、「病児・病後児保育事業のお知らせ」をご覧ください。各保育所・保育課までお問い合わせください。

（病児・病後児保育施設）

医療機関併設のため、病気の急性期から回復期までお預かりできます。

※開設日時：月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 6 時

8 時 30 分には、医師の診断があります。

かわかみこどもクリニック《オープンセサミ》

・上尾市藤波 3-187 TEL: 789-3116

・受入年齢：生後 6 ヶ月から

さくらクリニック 《どんぐりルーム》

・上尾市大字上尾村 542-1 TEL: 871-8630

・受入年齢：生後 6 ヶ月から

(病後児保育施設)

保育園併設のため、看護師が常駐し、病気の回復期のお子様をお預かりします。

※開設日時・月曜日～金曜日 8:00～18:00

ころぼっくる保育園 《たんぼぼ》

- ・上尾市小泉5-7-4 TEL: 048-771-2701
- ・受入年齢: 生後7ヶ月から

ゆうゆうくじら保育園《くじらのおうち》

- ・上尾市原市3870-1 TEL: 048-721-3781
- ・受入年齢: 生後2ヶ月から



《休日保育について》

上尾市では、私立保育園2か所（保育園アミ・クレイシュ、うぐす保育園上尾春日）で休日保育を実施しています。対象児童は1歳児クラス（4月1日時点で満1歳以上）から小学校就学前までの児童です。

(利用できる曜日と時間)

曜日: 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日。ただし年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

時間: (保育標準時間認定の場合) 午前8時00分から午後6時00分まで

(保育短時間認定の場合) 午前8時30分から午後4時30分まで

※日曜から土曜日までの1週間において、平日及び土曜日の利用と合わせ、6日間の利用の範囲に限ります。休日保育を利用した場合は、平日1日保育所はお休みしていただくようになります。

(利用料) 通常保育の保育料に含まれます。

(定員) 10名

(利用方法) 実施保育園に直接登録申請をしてください。その際、勤務証明書が必要となります。

利用登録・利用予約・お問い合わせ

保育園 アミ・クレイシュ

- ・上尾市浅間台1-18-30 TEL 048-777-0234

うぐす保育園 上尾春日

- ・上尾市春日1-21-7 TEL 048-770-0880





緑丘保育所 おさんぽマップ

●べにばな公園
3つに分かれるすべり台があります。
(上平中央3-42)

●坊の下公園
お船の遊具があります。
(上平中央2-36)

●やまの下公園
滑り台やブランコがあります。
(久保120)

●こうしん山公園
通称「そうさん公園」。ぞうのお鼻の滑り台があります。
(上平中央3-4)

●上平公園
おおきな遊具や、水遊びができる小川があります。
(菅谷16)

●なかはら公園
通称いちご公園
(上平中央2-4)

●原新町北公園
広場があって鬼ごっこできます。
(原新町21)

●錦町中央公園
シーソーとかくれんぼが楽しい公園です。
(錦町7-7)

●錦町西公園
シーソー、滑り台が楽しい公園です。
(錦町11-1)

●原新町南公園
電車が良く見える公園です。
(原新町4)

●緑丘公園
コンクリートの壁のぼりが楽しい公園です。
(緑丘5-20)

●中妻第1公園
通称ABC公園。トンネルくぐりが楽しい公園です。
(中妻1-2)

●緑丘広場
緊急時避難場所にもなっている広場
(緑丘2-12)

●浅間台第1公園
木が多く夏でも涼しい公園です。
(浅間台1-10)

●浅間台第2公園
通称「ひこうき公園」白い貝殻の形をした滑り台があります。
(浅間台2-6)

●春日第3公園
通称「あしあと公園」中央にらせん状の滑り台があります。
(春日2-19)

●春日第1公園
通称「そろばん公園」どんぐり拾い、滑り台などで楽しめます。
(春日1-42)

●春日第2公園
通称「おやまの公園」大きな芝のお山で芝すべりができます。
(春日2-4)



令和8年度 行事予定

月	こどもの行事	保護者の参加行事	保健関係の行事
4月	進級式	★入所式（新入園児保護者のみ） クラス懇談会 (1.2.3.4.5歳児クラス)	
5月	子どもの日集会	★以上児親子交流会	内科健診・歯科健診
6月	プール開き	★夏まつり	園舎内消毒
7月	七夕	クラス懇談会 コドモン配信及び伝言ダイヤル と引取り訓練	
8月	安全への誓いの日		
9月	お月見集会		
10月	芋ほり	★うんどう会	園舎内消毒
11月	総合避難訓練 公開保育	クラス懇談会 ★未満児親子交流会	内科健診・歯科健診
12月	お楽しみ会 餅つき		
1月	卒園写真撮影（年長組）	★保育報告会	
2月	節分		
3月	ひなまつり お別れ会	★卒園式 (卒園児保護者のみ)	

*身体測定を、3歳児未満児は毎月、3歳以上児は隔月行っています

*誕生会・避難訓練・防犯訓練は、毎月実施しています。

*★印は、親子で参加するもの。ただし、卒園式は卒園児の保護者のみの参加です。

*園庭開放ほか、支援センターとの交流保育を実施しています。

*クラス懇談会の詳細については、随時クラスごとにお知らせします。

